

1 未成年後見人制度について

父母が死亡するなどして親権を持つものがない場合に、その子どもを法律的に保護し支援する制度として未成年後見制度があり、子どもの権利を保障する上で大変重要です。全国で毎年2,000人程度が認定されており、東日本大震災直後は増えました。

- (1) 子どもの権利保障の視点から未成年後見人の意義や役割と課題、普及させる必要性について、どのようにお考えですか。
- (2) 未成年後見人に弁護士が選任される場合も多くありますが、未成年後見人には専門職への報酬補助制度があります。見相が選任しない場合の未成年後見人にも必要だと考えますが、ご所見を伺います。
- (3) 扶養義務のない未成年後見人が立て替えた教育費等費用については、子どもの債務となる可能性があります。ご見解をお示してください。
- (4) 就学援助制度は、親権者のいない子どもにとって重要な公的支援です。申請は、未成年後見人でなければできません。が、子ども本人の財産（遺産など）と未成年後見人の財産の混同は避けるよう厳格に定められているはずですが。それは未成年後見人が親族であっても、扶養義務がない親族の場合は同様です。今年度から就学援助制度の所得調査対象から未成年後見人を外すとのことですが。未成年後見人の所得により親権者のいない子どもの就学援助を取り消した例がありますか。それはいつですか。
- (5) あれば、本人からの申し出がなくとも、当該子どもが被った不利益について、岡山市としてあらゆる手段を模索し、支給するべきだと考えますが、市長のご所見を伺います。

2 岡山市中高層建築物に関する指導指針について

住宅街にマンション等が建設される場合に、近隣住民との紛争を未然に防止し、地域の良好な住環境を保全することを目的に「岡山市中高層建築物に関する指導指針」を策定されています。

- (1) 指針では、周辺関係住民に建築計画を説明し、協議することを定め、市長に事前協議結果報告書の提出することを義務付けています。が、ある例で、設計図も調査資料も渡さず工事案内等で個別訪問し、あまりにも説明不十分と複数住民が訴える中で、市は協議終了の報告書を受理しています。なぜですか。何のための指針なのか、と、「協議」という用語について合わせてご説明ください。
- (2) 指針では協議の中身に限定はありません。また「中高層建築物の建築に伴う近隣紛争の予防について」では、指針の策定理由である未然に防ぐ紛争として工事中の

騒音・振動やプライバシーに関する紛争についても明確に記載があります。指針の範囲外なのかお示してください。

- (3) 通学路や生活道路等の安全対策などはまさに協議が必要であり、個別訪問では解決しません。要望に添えない場合においても丁寧な説明は必要ではないでしょうか。住民と相互の良好な関係構築の上で、住環境を守る上で、市の果たすべき役割についてお考えをお示してください。

3 保育施設の防災対策について

- (1) 「岡山市地域防災計画」では、南海トラフ巨大地震が発生した場合の帰宅困難者を平日の日中の場合で7万2千人と想定しています。未就学児の保護者が保育施設にお迎えに行けない場合を、どれくらいと想定されていますか。
- (2) 調理場が使えなくなる場合も想定されます。保育施設に、保護者負担ではなく、市として最低限の統一した防災備蓄が必要だと考えます。市立園、私立園、認可外保育施設それぞれにおける現状と市の考え方についてお答えください。
- (3) 突然起こる大地震でどのように子どもの命を守るかは、繰り返しの訓練が必要で、毎月の火災訓練だけでは不十分です。各施設での地震に特化した訓練や研修について現状と課題についてお示してください。
- (4) それぞれの園舎の耐震化については、どのような現状でしょうか。

4 プラスチック資源分別回収について

先日、分別処理施設も見学に行きました。多くの混入物が混じっていることに驚きました。

- (1) この間の、プラスチック搬入量に対する混入物の割合とその内訳についてお示してください。
- (2) 一方で、市民の皆さんからは、どこまできれいにして出すのか、手間をかける意味はあるのか、など多数意見が寄せられます。明解な広報や学習会の強化とその継続の必要性を感じます。手間をかけるその意味を実感できなければ、面倒なので長続きはしません。現状と課題、対策についてお考えお示してください。
- (3) 市内事業者へプラスチック包装等を減らすよう働きかけを強化しませんか。
- (4) 分別が進めば、可燃ごみはほぼ生ごみのみとなります。8割が水分の生ごみを焼却するのは大変非効率です。本格的な生ごみの資源化について調査研究を求めますが、ご所見を。